

古文書解説にチャレンジ！ その15 解答

【筆耕】

乍恐以書付御訴奉願上候

武州多摩郡廻り田村名主九兵衛奉申上候、今般米穀下直之時節ニ而、諸国酒造休株之もの其外是迄渡世不仕ものニ而も勝手次第酒造渡世可致候、勿論酒造高是迄之定高二不拘仕入相稼可申旨被仰触承知奉畏候、私儀農間ニ新規酒造相稼申度奉存候間此段御訴奉申上候、何卒以御慈悲右之段御聞濟被成下、酒造相稼候様被仰付被成下置候ハ、難有仕合奉存候、以上

当御代官所

武州多摩郡廻り田村

名主九兵衛

文化八寅年十一月

【読み下し】（筆耕を読み言葉にしたもの）

恐れながら書付を以て御訴え願ひ上げ奉り候

武州多摩郡廻り田村名主九兵衛申し上げ奉り候、今般米穀下直の

時節にて、諸国酒造休株やすみかぶのもの其の外是迄渡世仕らぬものにても勝手

次第酒造渡世致すべく候、勿論酒造高是迄の定高さだめだかに拘らず仕入れ

相稼かしこぎ申すべき旨仰せられ触れ承知畏み奉り候、私儀農間に新規酒造相稼かしこぎ申し度存じ奉り候間此の段御訴え申し上げ奉り候、何卒

御慈悲を以て右の段御聞き濟みなし下され、酒造相稼かしこぎ候様仰せ付けられなし下され置き候はば

有り難き仕合せに存じ奉り候、以上

当御代官所

武州多摩郡廻り田村

名主九兵衛

文化八寅年十一月

この文字に注目！

「不」



(二行目)

ひらがなの「ふ」の形！



(三行目)